

平成23年度 第8回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成24年3月14日開催

高野町農業委員会

# 平成23年度 第8回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成24年3月14日（水）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵  
5番 井阪晴美 7番 梶谷廣美 8番 西山一高  
9番 井手上治己 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎  
12番 新谷敏捷  

以上11名出席
- 欠席委員 6番 中林 敬  

以上1名欠席
- 事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下洋一 門谷佳彦 矢野 隆
- 関係者 (出席者無し)
- 議事事項 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について  
議案第20号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標に向けた活動の点検・評価、並びに平成24年度の目標及び達成に向けた活動計画について  
議案第21号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について  
協議第7号 平成24年度高野町農業委員会開催日程について  
報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議事内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時00分 開会\*\*\*\*\*

事務局長 大変お忙しい中、定例会にご出席いただきましてありがとうございます。  
只今より、平成23年度第8回高野町農業委員会定例会を開催させていただきます。議案審議の前に本日、町長が皆様にご挨拶申し上げます。

町長 . . . . .町長挨拶 . . . . .

事務局長 ありがとうございます。町長につきましては他の公務の関係で、ここで退席させていただきます。

事務局 それでは、審議に入らせていただきます。本委員会ですが、本日出席委員10名、事前に遅刻による出席予定委員1名（8番西山委員）、欠席委員1名で（6番中林敬委員）、高野町農業委員会会議規則第9条による出席委員数が規程を超えておりますので、本委員会は有効である旨ご報告いたします。  
まず初めに高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を議長よりご指名頂いております。  
本日の署名委員は、1番久保委員・4番柳委員にお願いします。  
つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により当委員会の会長になっておりますので、井阪会長よろしくお願い致します。

議長 . . . . .挨拶 . . . . .

議長 それでは、次第に沿って行います。  
まず、議案第18号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号  
農地法第3条第1項の規定により許可申請に対する許可決定について別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。  
平成24年3月14日提出  
高野町農業委員会 会長 井阪 征郎  
番号1  
農地の所在 西富貴字蛇谷〇〇番〇他2筆で、場所は別紙8Pの図面をご覧下さい。  
登記簿及び現況地目は、それぞれ「畑」  
農振区分 農用地内  
面積は、合計〇〇〇〇㎡

権利設定は、所有権移転

売買価格は、合計3筆で〇〇〇〇円です。

譲渡人の住所氏名 奈良県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏

経営面積は明記のとおりです。

譲受人の住所氏名 高野町大字〇〇〇番〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏

経営面積は明記のとおりです。

申請事由は、売買による所有権移転です。

現地調査につきましては、2月6日に事務局と井阪晴美委員と実施しました。委員より後ほど報告あります。

今回の〇〇〇〇さんは、別紙3Pの調査書のとおりです。

1号の全部効率化要件については、同人が効率的に耕作する為該当しません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、個人のため適用ありません。4号の農作業常時要件については、本人が年間150日行うため、該当せず、5号の下限面積については、高野町は全域で10aの設定で、今回の取得面積併せて56.02aのため該当しません。

また、6号については、その他の権限設定が無い為該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で花木栽培を行うため、該当しません。

以上のとおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えていますので、ご審議ねがいます。

議長                    それでは現地調査報告について、5番井阪委員よりお願いします。

井阪（晴）委員

はい、5番井阪です。

番号1について、平成24年2月16日に事務局の矢野主査と共に現地調査を行いました。

申請地において、譲渡人が相続する前から高野まきの栽培をしており、相続人が〇〇市に在宅しており、維持管理等が困難である為、今回自己の所有する農地を売買する申請です。

譲受人は経営農地全て花木（高野まき）を栽培しており、今回も同様に意欲的に切花として農業に取り組んでおり、肥培管理も徹底して行う等、取得後も引き続き同様に経営することから、周辺の農地に影響はないと現場にて判断しています。以上報告終わります。

議長                    ありがとうございました。

ただいま事務局の説明及び担当農業委員による現地調査報告について、ご意見、ご質問ありませんか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 ご意義がなければ、議案第18号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、議案第18号について「可決」とします。  
つぎの議題は、議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より説明願います。

事務局 議案第19号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見を求める。

平成24年3月14日提出

高野町農業委員会 会長 井阪 征郎

番号23-4

農地の所在 花坂字宮前〇〇〇で、場所については別紙14Pの図面ご覧下さい。

登記簿及び現況地目は、「田」

農振区分 農用地内

面積は、合計〇〇〇m<sup>2</sup>

権利設定は、使用貸借権

利用権を設定する者の住所氏名 高野町大字花坂〇〇番地 〇〇〇 〇〇氏  
経営面積は明記のとおりです。

利用権設定を受ける者の住所氏名 高野町大字花坂〇〇番地 〇〇 〇〇氏  
経営面積は、今回設定する面積です。

利用目的 水稻の作付け

期間は、3カ年

番号23-4

農地の所在 花坂字宮前〇〇〇番地 他6筆で、場所については別紙12Pの図面ご覧下さい。

登記簿及び現況地目は、それぞれ「畑」及び「田」

農振区分 農用地内

面積は、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>

権利設定は、使用貸借権

利用権を設定する者の住所氏名 大阪府〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇 〇〇 〇  
〇氏

経営面積は明記のとおりです。

利用権設定を受ける者の住所氏名 高野町大字〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇氏  
経営面積は、今回設定する面積です。

利用目的 水稲の作付け及び野菜栽培

期間は、3カ年

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として次の同法第18条第3項の各要件を満たすことが条件となっています。  
農用地利用集積計画は、基本構想に適合すること。利用権設定した土地を耕作等の事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること。耕作等の事業に常時従事すること。利害関係の同意が得られることの要件を満たすことが許可の条件となります。今回〇〇さんは、すべての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えていますので、ご審議願います。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 (委員より「異議なし」の声あり。)

議長 ご意義がなければ、議案第19号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、議案第19号について「可決」とし、高野町長へ報告します。  
つぎの議題について、議案第20号「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、事務局より説明願います。

事務局 議案第20号  
農業委員会の適正な事務実施に向けた平成23年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並びに平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
農業委員会の適正な事務実施に向けて（平成21年1月23日付け20第5791号、経営局長通知）に基づき、平成23年度の点検・評価結果及び平成24年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したので審議願いたい。  
平成24年3月14日提出  
高野町農業委員会 会長 井阪 征郎  
農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部・外部を問わず求められており、点検・評価と計画の案を作成し、地域からの意見聴取を経て決定することになっています。

今回は、地域からの意見聴取するための原案を事務局であらかじめ作成しましたので、委員の皆様にご審議いただき、内容がよければ高野町公式ホームページ等で30日間の期間を定めて公表し、地域の皆様の意見聴取を行います。意見募集期間終了後に、地域の皆様のご意見を反映させた、原案を事務局で作成し、その後、委員の皆様にご審議頂き、決定後は意見聴取と同様にホームページ等で公表とともに、毎年6月末までに、県を通じて、近畿農政局に報告することとなっております。

それでは、内容についてご説明いたします。

初めに議案書16Pをご覧ください。内容は、平成23年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価（案）が全13ページの構成となっております。法令事務に関する点検の項目は、主に総会に関係する内容でございます。

次のページは、農地法に関連する事務処理に関連する内容です。

本年度は、3条申請が3件、内許可件数3件となっております。

農地転用に関係ですが、5条申請が1件で、内許可件数1件となっております。

次のページについては、遊休農地に関する事項です。

本年度は、皆様に調査頂き、検討していただいた結果、指導する遊休農地がございませんでした。

次の事項については、法人に関する事項でございますので、本町は対象法人がありません。

次のページは、地域の皆様より頂いたご意見について記載する事項です。

次のページは、担い手の確保等に関する事項でございます。

この項目につきましては、過疎高齢化により担い手不足が深刻な状態になっており、町に於いて、新規就農者の確保及びU I Jターン等による新規就農の誘致等取り組んでおりますが、現状は非常に厳しい状態となっております。本年度の実績も認定農業者については、実績がありませんでしたが、担い手への農地利用集積については、達成状況90%になっており、評価としては、よい結果と評価しています。

次のページからは、耕作放棄地に関する事項となっております。先程の利用集積の関係上、農地の解消が進んでいます。達成状況については65%となっております。評価としてはより評価しています。

次のページについては、違反転用に関する事項でございます。皆様のご尽力の結果違反転用がありませんでした。引き続き農地のパトロール等よろしくお願い致します。

次のページについては、農地パトロールに関する事項についてです。今年も、パトロールを行っていただいた内容を記載しています。

次のページについては、農地情報の整備に関する事項です。

今年も、緊急雇用事業を活用し、農地台帳の整備及び水土里情報システムの導入を行っております。このシステム等について、今後も引き続き整備を進めていきます。以上が、平成23年度の点検及び評価の内容でございます。引き続きまして、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）

初めの項目は、遊休農地に関する項目で、本年度と同様に重点的に取り組む計画となっております。次の項目については、担い手に関する項目で、本年度は、人・農地プラン事業展開を予定している関係で、認定農業者を2経営の確保し、今後地域の中心的な役割になって頂く青年を確保する目標です。

次の項目について、利用集積に関する事項でございます。この項目についても、本年度の実績から1ヘクタールを目標にしています。

最後のページは、違反転用に関する項目でございます。この項目も本年度同様に委員の皆様によるパトロール等を行い、違反転用ゼロを目標にしております。以上説明をおわりますので、ご審議ねがいます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があった議案第20号について、何かご質問等ございませんか。

事務局 はい、事務局下です。

ただいま、西山委員がお越しになられましたので本日の出席委員11名、欠席委員1名になり、11名の委員による審議となります。

各委員 (委員より「異議なし」の声あり。)

議長 ご意義がなければ、議案第20号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、議案第20号について「可決」とします。

つぎの議題は、議案第21号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置」について、事務局より説明願います。

事務局 議案第21号

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

認定電気通信事業の中継施設等を設置するため、別紙農地を転用したいので農業上の土地利用との調整について審議願いたい。

平成24年3月14日提出

高野町農業委員会 会長 井阪 征郎

番号 1

農地の所在 細川字〇〇〇〇〇番〇

地目は、「田」

面積は、〇〇〇㎡のうち〇〇㎡

所有者は、橋本市〇〇〇〇番〇号 〇〇 〇〇 氏

借人は、(株)NTTドコモ 代表取締役社長 山田 隆持 氏

申請事由は、携帯電話用無線基地局の設置

なお、設置折衝記録より、付近関係者（隣接農地所有者・町内会長等）の同意  
あります。申請場所については、別紙 35 ページでございます。以上ご審議願いま  
す。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があった議案第 21 号について、何かご質問等ござい  
ませんか。

各委員 （委員より「異議なし」の声あり。）

議長 ご意義がなければ、議案第 21 号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 （異議なしの声あり。）

議長 それでは、議案第 21 号について「可決」とします。

つぎの議題は、協議第 7 号「平成 24 年度高野町農業委員会定例会開催日程等」  
について、事務局より説明願います。

事務局 協議第 7 号

平成 24 年度高野町農業委員会定例会開催日程等について

このことについて、平成 24 年度の高野町農業委員会開催日程（案）について、  
別添のとおり協議願いたい。

平成 24 年 3 月 14 日提出

高野町農業委員会 会長 井阪 征郎

別紙案（1）については、従来どおりの 10 日前後の日程になっています。案（2）  
については、20 日前後の日程になっていますので、委員の皆様のご意見をお伺  
いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があった協議第 7 号について、何かご質問等ござい  
ませんか。

梶谷委員 6 番梶谷です。

日程については、案 2 のほうが仕事の都合上、出席させていただき易いですが  
皆様どうでしょうか。

尾家委員 10 番尾家です。

私も案 2 のほうがいいです。

議長 皆様どうでしょうか。

下名迫委員 意見ある方すべて案2でよいと言っているし、意見無い方はどちらでもいいと解釈してはどうでしょうか。

議長 ただいまの意見にご意義がないようですので、協議第7号について、案(2)としてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、協議第7号について案(2)として「同意」とします。  
つづきまして、報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」  
について事務局より報告ねがいます。

事務局 報告第10号  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
農地法第3条の3第1項の規定について農林水産省令で定めるところにより、  
別紙農地について届出があったので報告します。  
平成24年3月14日提出  
高野町農業委員会 会長 井阪 征郎  
同法規定に基づく相続による権利移動があり、届出がありました。内容につ  
いて確認を行い、受理通知書を交付しております。以上で報告終わります。

議長 ただいま事務局より報告がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

各委員 (特に異議等ない。)

議長 ご意義がないようですので、報告第10号は以上とします。  
以上で予定していました議案審議は、全て終了いたしました、事務局より  
何か連絡事項等ありませんか。

事務局 (特に無し。)

議長 特に無いようですので、以上で閉会したいと思います。長時間皆様おつか  
れさまでした。

\*\*\*\*\*午後11時15分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月15日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 1 番 \_\_\_\_\_

署名委員 4 番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。